



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 燦キャピタルマネージメント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 前田 健司
(コード番号: 東証JASDAQ2134)
問 合 先 管理本部 IR 担当部長 松本 一郎
(TEL. 06-6205-5611)
U R L <http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>

**第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行並びに
コミットメント条項付第三者割当契約締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）の発行及び第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うこと（以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」という。）並びに本新株予約権の割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」という。）の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達を「エクイティ・コミットメント・ライン」という。）。

1. 募集の概要

【新株式発行に係る募集】

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 払 込 期 日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
| (2) 発 行 新 株 式 数 | 普通株式 2,100,000 株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1 株につき 105 円 |
| (4) 発 行 価 額 の 総 額 | 220,500,000 円（差引手取概算額：214,600,000 円） |
| (5) 資 本 組 入 額 | 1 株につき 52.5 円 |
| (6) 資 本 組 入 額 の 総 額 | 110,250,000 円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 尾崎 友紀（以下、「尾崎氏」という。） 1,100,000 株 OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD. (以下、「OPM 社」という。） 1,000,000 株 |
| (8) そ の 他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 |

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

【新株予約権発行に係る募集】

| | |
|-----------|------------------|
| (1) 割 当 日 | 平成 28 年 5 月 30 日 |
|-----------|------------------|



| | |
|----------------------|---|
| (2) 新株予約権の総数 | 40 個 |
| (3) 発行価額 | 総額 1,100,000 円 (新株予約権 1 個につき 27,500 円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 25,000 株) |
| (5) 資金調達の額 | 106,100,000 円 (差引手取額 105,500,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 1,100,000 円 新株予約権行使による調達額: 105,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額 (発行価額) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。 |
| (6) 行使価額 | 1 株当たり 105 円 (固定) |
| (7) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。 OPM 社 40 個 (潜在株式数 1,000,000 株) |
| (8) その他 | <p>① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>② 本新株予約権の行使指示 割当予定先である OPM 社 (以下、本新株予約権の割当予定先を「本新株予約権者」という。) は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本新株予約権者と締結した本契約により、次の場合には当社から本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場 (以下、「東証 JASDAQ スタンダード」といいます。) における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130% (136 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15% を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。・東証 JASDAQ スタンダードにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 150% (157 円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20% を上限に、本新株予約権者に本新株予約権の行使を行わせることができます。 <p>行使指示を受けた本新株予約権者は、原則として 10 取引日以内に当該行使指示に基づき本新株予約権を行使します。</p> <p>③ 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日 (以下、「取得日」といいます。) を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来</p> |



| | |
|--|---|
| | <p>をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>④ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑤ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> |
|--|---|

2. 募集の目的及び理由

【本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、平成 23 年 3 月期から 5 期連続で連結経常損失を計上し、前連結会計年度においては、営業損失 136 百万円、経常損失 225 百万円、当期純損失 265 百万円を計上しており、安定した収益の確保には至っておりません。

このように当社グループの業績が著しく悪化している中、業績の回復及び向上のために、上場以来の中核事業である不動産を中心に、投資対象を事業及び事業会社・工業技術などに分散することを進め、より安定した経営基盤が構築できるように、投資及び投資マネジメントという枠組みの中で、事業のリストラクチャリング（再構築）を行って参りました。

特に、一昨年から、株式会社ナノクス（所在地：北九州市小倉北区西港町 94 番地の 9、代表者：最上賢一、以下、「ナノクス社」という。）と海外における独占的販売権契約を締結し、主に海外へ向けたナノ・フレッシュャー等の販売事業の取組を開始し、当社グループの業績回復・向上に向けた起爆剤にすべく頑張っておりましたが、残念ながら、製品の海外現地における環境対応のカスタマイズ及びメンテナンス体制の構築が想定以上に難航し、結果として当該事業から撤退を余儀なくされました。

このような状況の中、当社は、従来からの主力業務である不動産投資事業の強化及び新たな投資案件の取組を模索し、その結果、当社への出資を前提とした提携を希望する企業及び投資会社との協働事業が構築できる目途が立ったため、その必要資金を確保することを目的として、本資金調達を企図いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

前述のとおり、当社グループの業績が著しく悪化している中、必要資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。



(A) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模（時価総額等）及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

(C) ライツ・オファリング

ライツ・オファリングには、コミットメント型ライツ・オファリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの）とノンコミットメント型ライツ・オファリング（コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの）があり、このうち、コミットメント型ライツ・オファリングは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社の財務状況が、第19期（平成23年3月期）から第23期（平成27年3月期）まで、5期連続して経常損失を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号が規定する要件を満たせず、この手法は実施することが出来ないため資金調達の候補から除外することといたしました。

(D) 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様の利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希釈化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、当社の過去の決算状況及び当社が平成27年12月4日に業績予想の修正を行っていること等、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金



を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 本資金調達方法（第三者割当による新株式及び新株予約権の発行）

本資金調達方法は、本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもと本新株予約権者に行使指示を行うことが出来ることが大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、具体的に当社が新株式及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、①当社の経営方針を継続し、今後当社が行う事業にあたり当社と協働して株主価値向上に努めること、②中長期的なスタンスで当社事業に関与し、実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、本新株予約権者との協議の結果、これらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりますが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、割当予定先は中長期的な視点で当社との協働事業に係わることを表明しております。更に、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、MSCBのように当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が本新株予約権者に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

③ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる特徴を盛り込んでおります。



本資金調達により、今後予定している事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し、自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|--------------------|---------------|
| 調達する金額の総額 | 326,600,000 円 |
| 内訳 (本新株式の発行による調達額) | 220,500,000 円 |
| (本新株予約権の発行による調達額) | 1,100,000 円 |
| (本新株予約権の行使による調達額) | 105,000,000 円 |
| 発行諸費用の概算額 | 6,500,000 円 |
| 差引手取概算額 | 320,100,000 円 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3,500,000 円、登記費用関連費用 2,000,000 円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 1,000,000 円となります。
なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の使途

当社は、平成 28 年 1 月 19 日付で開示しました「固定資産の譲渡および特別損益の発生に関するお知らせ」にありますように、投資対象の見直しを行うため、現在の資産のポジションの変更を一旦行い、バランス・シートを身軽にした後、新たな投資対象に経営資源を再投入するという方針を決定いたしました。予定しておりました全ての固定資産の譲渡が完了したことから、新たな投資を模索して参りました。

今後の国内不動産市場における投資事業及び投資マネジメント事業の再構築を行うにあたり、市場の現状と今後の動向を以下のように認識しております。

プライスウォーターハウスクーパース (PwC: 本拠地をロンドンに置く世界 4 大会計事務所の一つ) 及びアーバンランド・インスティテュート (ULI: ワシントン・ロスアンゼルス・ロンドンを拠点とする不動産関連シンクタンク) が共同発表しています不動産動向調査報告書である「Emerging Trends in Real Estate® Asia Pacific 2016 (不動産の新しい動向 アジア太平洋 2016 年)」にあるとおり、不動産投資と開発投資の見通しランキングにおいて、東京が 2 年連続の首位、大阪が投資見通しランキングで 4 位に選ばれております。このことから、グローバルな視点から見た日本の不動産市場に対する投資は、今後も高い注目度が続くと思われれます。



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

また、今後、2019年日本ラグビーW杯、2020年東京五輪開催等の日本国内における国際イベントに加え、格安航空（LCC）の普及、原油安、TPP締結による各種ビザ要件の緩和等の各種要因により外国人観光客等の増加が見込まれることから、益々インバウンド向け宿泊施設の需要が拡大すると予想されます。

このような認識の下、当社は、日本の不動産市場におけるビジネスチャンスを生かすべく、東京の不動産開発事業及び中古不動産流通分野において活躍されている有限会社サムエンタープライズ（所在地：大阪市西区江戸堀一丁目20番11号、代表者：尾崎友紀、以下、「サムエンタープライズ社」という。）、と協働で事業を行っていくことを平成28年2月に合意いたしました。

サムエンタープライズ社は、東京の都心一等地にて再開発実績（京橋、田町、表参道）があり、優良な収益物件も多数保有しております。

サムエンタープライズ社の不動産開発のノウハウ及び情報ネットワーク及び中古不動産流通事業における多数の業者ネットワークと不動産投資家ネットワークと、当社の有する特定目的会社又は有限責任事業組合等のSPV（特別目的事業体）を中心とした流動化・証券化のノウハウ、及び国内外の金融機関、投資家のネットワーク、並びに関西圏の情報ネットワークを融合し、不動産流通事業に邁進いたします。

なお、今回の資金使途に関しては、今後更に見込まれる海外からの投資資金の流入及び外国人観光客の増加による外国人向け宿泊施設の需要増というビジネスチャンスを活かした、「インバウンド」をキーワードとした不動産事業を両社の協働体制の下、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

具体的にはサムエンタープライズ社及びその人的ネットワーク、不動産情報ネットワークと、当社の持つ流動化・証券化のノウハウ、アセットマネジメント業務を合わせ、インバウンドに対応した宿泊施設の開発、運営、流動化事業を手掛けていくことを計画しております。

当社としましては、サムエンタープライズ社との不動産開発事業及び中古不動産流通事業における協業による収益機会の拡大とともに、インバウンド向け宿泊関連事業による取組により、当社の収益力向上、利益の増加に寄与できると考えております。

一方、当社は、ナノクス社との取組を始めとして海外事業への投資を行ってまいりました。残念ながら、ナノクス社との事業は撤退することとなりましたが、今般、改めて発展著しい東南アジアにおける事業への投資を行っていくことといたしました。

周知のとおり、現在、東南アジア諸国の経済発展は目覚ましく、数多くの大規模な工場の建設、都市の開発などが進んでおりますが、開発に対してインフラの整備が遅れております。特にインドネシア等の島嶼部においては、平野部のような送電が困難であるため、電力の不足は深刻な問題で、電力不足の解消のための発電設備の建設及び電力の買取は重要な国策の一つとなっております。今後、東南アジア諸国の島嶼部における電力事業は発展拡大する有望な投資対象と見込まれます。

当社は、海外マーケットを対象とした上記ナノクス社との取組を含めた事業及び技術への投資事業を展開させていく上で、約1年前から海外（特に東南アジア）における有望投資対象の発掘・紹



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

介に関する相談及び情報交換を OPM 社と行っておりましたが、このような状況の下、OPM 社の投資先（OPM 社の出資持分 44%）企業である MARVEL GREEN POWER ENERGY PTE. LTD.

（所在地：321 Orchard Road, #07-02, Orchard Shopping Centre, Singapore、代表者：斎藤 頭次、資本金：3,163,891 S\$（シンガポールドル、1 S\$=79.90 円 ※平成 28 年 5 月 10 日現在）、以下、「MGPE 社」という。）が、現在、東南アジアにおいてバイオマス発電に必要な植物・穀物やその種子の仕入・販売を行っており、今後、更に、東南アジアでのバイオマス原料（ペレット）の製造や、インドネシアでのバイオマス発電事業を展開・拡大させていく予定であることから、今般、当社の第三者割当増資による OPM 社が引受先となる当該調達資金によって MGPE 社への出資を検討する方針を決定いたしました。

MGPE 社はシンガポールに本社を置き、これまで東南アジアにおいて、バイオマス原料となる植物の種子の販売や、植物栽培・営農指導といったコンサルティング事業を行ってまいりました。バイオマス関連事業の拡大を図る目的で、インドネシアの電力公社や、現地のガス事業者との協議を重ねてきた中で、今般、インドネシアの島嶼部で具体的な発電・電力供給事業の誘致提案を受けて、それを計画中であり、ガス事業者との間では、ジョイントベンチャーでバイオペレットの製造を検討中です。また、タイにおいては、現地の証券会社や上場事業会社との協議を重ねてきた中で、木質ペレット製造事業者の紹介を受け、同社とのジョイントベンチャーで工場を建設し、ペレット販売事業を開始する予定です。当社としましては、MGPE 社への資本参加を通じて、これらの東南アジアにおけるエネルギー事業に参画し、これを足掛かりとして、東南アジアにおけるエネルギー事業に関する投資事業及びファンド事業を展開して参ります。

更には、本事業への投資を行うことにより、OPM 社とのより強固な協働体制が構築できることから、同社の持つ海外投資家ネットワークを生かし、今後、東南アジア諸国からの世界的にも安定した評価のある日本の不動産及び高い日本の技術等への投資に伴う当社による投資マネジメント業務への派生も見込んでおります。

また、MGPE 社は、こうした事業展開の中で、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーといった新興著しい国々に有力なコネクションを構築しております。東南アジアにおいては、インフラ整備やあらゆる事業において、日本の技術・ノウハウ及び日本からの投資が求められており、MGPE 社を通じて、高い技術を有する日本企業の機械製品を持ち込むこと、先進的なノウハウを有する日本企業と協働して日本のノウハウを持ち込むことのほか、日本からの投資を東南アジア諸国に提供していくことは、ビジネスマッチングのアレンジメント及び投資マネジメントを行う当社にとっては大きなビジネスチャンスになりうると考えております。

なお、OPM 社は、当社の東南アジアにおける事業展開の成果による当社の企業価値向上を期待しており、当社への出資を通して MGPE 社等の海外エネルギー事業に投資することにより、OPM 社としての投資リターンが見込まれることを企図しております。

更には、OPM 社の投資家ネットワークを活用した日本国内での当社の投資事業の成果による企業価値向上も併せて期待しております。



【本新株式の発行により調達する資金の使途】

| 具体的な使途 | 支出予定額 | 支出予定時期 |
|------------------------------|---------|-------------------------|
| ① 海外事業会社への出資 | 105 百万円 | 平成 28 年 6 月 |
| ② 不動産事業における SPV（特別目的事業体）への出資 | 40 百万円 | 平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月 |
| ③ 運転資金 | 69 百万円 | 平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月 |
| 合計 | 214 百万円 | |

【本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の使途】

| 具体的な使途 | 支出予定額 | 支出予定時期 |
|----------------|---------|------------------|
| ① a.海外事業会社への出資 | 95 百万円 | 平成 28 年 6 月～10 月 |
| b.海外事業会社への追加出資 | 10 百万円 | 平成 29 年 2 月～ |
| 合計 | 105 百万円 | |

① 海外事業会社への出資金です。

当社は、MGPE 社の発行する新株式（発行済株式の 16～19%相当を予定）を取得するために必要な資金として 200 百万円を、今回の OPM 社からの払込金により充当いたします。

MGPE 社の新株式の取得につきましては、まず、今回当社発行の本新株式に対する OPM 社の払込金で、6 月に 105 百万円相当の株式を取得し、その後、当社発行の本新株予約権のうち上記資金使途表中①a.に該当する 37 個の行使が完了した際に OPM 社から払込まれる資金で 95 百万円相当分の MGPE 社の新株式を取得していく予定です。

本出資は、当社として長期保有を目的とし、今回の当社が発行する本新株式の払込金及び本新株予約権のうち上記資金使途表中①a.に該当する 37 個の行使による払込金を使って当社が取得する株式と OPM 社の出資分と合わせて MGPE 社の発行済株式の 50%超を保有することになることから、今後の東南アジアにおける事業展開について、当社及び OPM 社の意向が大きく反映されること、更には今後段階的に当社の出資比率を上げていくことも検討していくこと等、MGPE 社の経営に積極的に関与することを企図しております。

株式の取得価格につきましては、MGPE 社の発行する新株式の価値評価書を第三者算定機関である株式会社バリュウ・イン・プレイス（所在地：神奈川県藤沢市）より取得しております。

本取組による当社の収益として、当面は MGPE 社への出資持分に応じた配当収益を期待しておりますが、今後、MGPE 社が計画している事業が軌道に乗ってきた場合には、当社の持分を 20%超にする持分法適用関連会社化を目的とした株式の追加取得も視野に入れており、上記資金使途表中①b.については、本新株予約権全ての行使により払込が完了した資金で 10 百万円相当分の MGPE 社の株式を追加取得し、持分法適用関連会社としての収益の取込みも想定しております。



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

なお、その際の株式の追加取得にあたっては、MGPE 社からの配当収益金及び手元資金も併せて取得株数及び金額を検討したいと考えております。

また、今後、MGPE 社が更に事業拡張を行う際の資金調達をするためのファンドを組成する場合には、当該ファンドの組成に係るアレンジメント業務に対する報酬、アセットマネジメント業務に対する報酬を見込みます。

因みに、MGPE 社の平成 27 年度の決算では、総資産 6,147,137.94 S\$ (約 491 百万円)、売上高 11,884,249.80 S\$ (約 950 百万円)、営業利益 1,510,221.12 S\$ (約 121 百万円)、税引後当期利益 471,639.26 S\$ (約 38 百万円) を計上しております。なお、前期までは MGPE 社に配当実績はございません。

当社は、今回の MGPE 社への資本参画を足掛かりとして、東南アジアにおけるエネルギー関連事業への直接投資及び投資ファンドの組成・管理による収益獲得を目指します。

なお、本出資につきましては、当社において MGPE 社の調査の最中であり、十分に収益性と安全性を精査した上で判断し、決定したいと考えております。

その結果、正式に本出資が決定した場合、または、本出資を断念した場合には、本出資が決定した事実、または、断念した場合においても OPM 社との投資事業における協働のなかで、両社協議の上、国内外の事業及び事業会社への投資等、資金の代替用途を開示いたします。なお、追加取得を取りやめた場合においても同様に、資金の代替用途を開示いたします。

② 不動産事業における SPV (特別目的事業体) への出資金です。

当社とサムエンタープライズ社は、両社の共同出資による主にインバウンド向け宿泊関連事業を行うための SPV (不動産ファンド等の特別目的事業体) を設立し、当社は、当該 SPV 設立時の資本金の出資比率 20% 程度の出資及び設立後のエクイティ出資金の一部を出資し、サムエンタープライズ社は、資本金の残り約 80% を出資いたします。

当該 SPV の設立は、主にインバウンド向け宿泊施設の開発用の土地の確保及び中古不動産の取得を目的とした当該物件情報を入手した際に機動的に行います。

本取組は、基本的に不動産ファンドを組成して取得することを企図し、1 本 3 億円前後の規模の不動産ファンドを年間 4 本、1 本 5 億円超の規模の不動産ファンドを年間 2 本、を目途に組成し、ファンド組成に係る資金及び不動産取得及び開発に係る資金を、当該 6 本の SPV の設立時の資本金及び設立後のエクイティ出資金等にて拠出し、残額分は当社の投資家ネットワークにおける投資家、OPM 社の投資家ネットワークにおける投資家からの出資及び当社、サムエンタープライズ社、OPM 社の取引金融機関等からの借入による調達を予定しております。

最終的に、収益物件として長期保有するか売却益獲得のために転売するかを判断し、転売する場合のエグジットまでの想定期間は、取得から 1 年間程度を見込んでおります。

本取組による当社の収益として、流動化スキームのアレンジメント業務に対する報酬、アセットマネジメント業務に対する報酬、及びファンドのエグジット時のキャピタルゲインに対する成



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

功報酬を見込みます。

また、エグジット後もアセットマネジメント業務を継続して請負うケースも想定できます。

③ 運転資金（一般管理費、支払報酬等）

今後、インバウンド向け宿泊施設関連事業及び海外エネルギー事業の取組を行い、成約させることで安定したアセットマネジメント報酬が獲得できると考えておりますが、平成28年3月末現在における当社グループの現預金及び投資有価証券等の流動性資金が約1億円程度となっていることから、安定的な収益確保につながるまでに必要と見込まれる平成28年6月から平成29年3月までの一般管理費（人件費・支払家賃等）、業務委託先等への支払報酬（監査報酬、経理顧問先等）、支払手数料（証券代行等）等の運転資金の不足分として69百万円をそれぞれ充当する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により、インバウンド向け宿泊施設関連事業における不動産ファンド事業でのアレンジメント報酬及びアセットマネジメント業務による安定した報酬の獲得、また、MGPE社への資本参加を通じて、東南アジアにおけるエネルギー事業に参画し、これを足掛かりとした東南アジアにおけるエネルギー事業に関する投資事業による事業収益及びファンド事業によるアレンジメント報酬並びにアセットマネジメント報酬等の収益機会を獲得することで、事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築を行うことができ、当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期について変更する場合があります。なお、計画のとおり資金調達が達成できない場合においては、調達時期が遅れた場合は、MGPE社への出資金の支出時期が遅れる可能性があり、調達額が下回った場合は、MGPE社への出資比率を下げることで対応いたします。加えて、当社といたしましては、上記のような前向きな投資案件に対して優先的に支出することを第一に想定しておりますが、当社の収益の状況に応じて、やむを得ず運転資金に充当させることを優先する場合があります。

そのように調達資金の使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

また、今回、MGPE社の調査の途中に増資を実施するのは、既にインバウンド向け宿泊施設事業への取組が始まっていることから、当社としては、当該取組に必要な資金をこのタイミングで調達したいと考えており、当該取組におけるエクイティ出資のための投資家の紹介を依頼しているOPM社が、MGPE社への出資決定に拘わらず、同じタイミングでの増資の引受を希望していることによるものです。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。



4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「3. (2) 調達する資金の使途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、主力事業における市場地位の安定化や中長期的な財政基盤の強化と収益基盤の改善が可能となると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、本資金調達に係る取締役会決議日の前取引日（平成28年5月12日）の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値105円を基準とし、1株105円（ディスカウント率0%）といたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。当社としては、当社の条件に適う資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開が厳しいものとなるため、そのような状況を踏まえ、割当予定先の時価以下での発行という発行価額に対する要望を受け入れた結果によるものとなります。当該ディスカウント率については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであること等により、当社としては妥当なものであると判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均96.56円に対する乖離率は8.75%上方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均83.66円に対する乖離率は25.51%上方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均84.95円に対する乖離率は23.60%上方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、平成27年12月4日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表したとおり業績予想を下方修正し、その後、当社株価は下落いたしました。上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したため



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

であります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、以上のことから、当社監査役全員より、「平成 28 年 5 月 13 日開催の燦キャピタルマネージメント株式会社取締役会において発行決議された第三者割当による新株式の発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であって、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案しても、直前の市場価格が当社の現在の株式価値を客観的に示していると考えられること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に 0.9 を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があり、特に有利な発行価額には該当しないと考えます」として、発行条件が特に有利な金額には該当しないとする旨の意見をいただいております。

【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下、「プルータス社」という。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(105円)、行使価額(105円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率($\Delta 0.248\%$)、株価変動性(80.86%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の 200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が行使価額を上回っている場合、随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、当社の平均出来高及び日本証券業協会の第三者割当増資の取扱いに関する規則において、1日の平均売買出来高の 25%を超える市場売却を控えるよう指導していること等を考慮し、1度に行う権利行使の数は、1回あたり1個とし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(27,500円)を基に割当予定先である本新株予約権者と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額をプルータス社による評価結果と同額の 27,500円(1株当たり 1.1円)に、決定いたしました。なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、プルータス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成 28 年 5 月 12 日)の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値 105円を参考とし、105円(ディスカウント率 0%)といたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先のうち当社と利害関係のない本新株予約権者と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 96.56円に対する乖離率は 8.75%上方、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平



均 83.66 円に対する乖離率は 25.51% 上方、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 84.95 円に対する乖離率は 23.60% 上方となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近 6 か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は 2,100,000 株であり、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 12,541,244 株に対し 16.74% (平成 28 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 125,412 個に対しては 16.74%)、本新株予約権の行使による発行株式数は 1,000,000 株であり、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 12,541,244 株に対し 7.97% (平成 28 年 3 月 31 日現在の当社議決権個数 125,412 個に対しては 7.97%) であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は 24.72% であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。さらに、本株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

しかしながら、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本資金調達における割当予定先の内、尾崎氏がオーナーを務める企業とは国内不動産事業における協働を前提としており、また、OPM 社とは海外事業における協働を前提としていることから、今回の引受予定先は全て、中長期的な視点で当社の事業に関与し、当社の収益機会の拡大に協力することで、最終的に当社の業績改善に貢献するという実質的な株主価値の急激な希薄化をもたらさないとの意向であると聴取により確認しております。また、仮に、本資金調達により発行される株式の合計 3,100,000 株を本新株予約権の行使期間である 2 年間 (245 日/年営業日で計算) にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の 1 日当たりの売却数量は約 6,326 株となり、これは、当社株式の直近 6 ヶ月間における 1 日当たりの平均出来高約 317,000 株に対して約 2.0% に相当し、十分に市場で円滑に売却できる水準であると考えております。

また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり105円であります。これは平成27年3月期の1株当たり純資産33.59円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成25年3月期は△248.13円、平成26年3月期は7.67円とプラスに転じているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものすぎません。そして平成27年3月期は△23.76円と再びマイナスに転じております。調達した資金を「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 氏名 | 尾崎 友紀 |
| (2) 住所 | 兵庫県神戸市 |
| (3) 職業の内容 | 有限会社サムエンタープライズ 代表取締役 |
| (4) 上場会社と当該個人との関係 | 該当事項はありません。 |

| | |
|----------------|--|
| (1) 名称 | OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD |
| (2) 所在地 | 1 FULLERTON ROAD, #02-01, ONE FULLERTON, SINGAPORE |
| (3) 代表者の役職・氏名 | Director・NG AH LEONG |
| (4) 事業内容 | 投資事業 |
| (5) 資本金 | 2,305,931 S\$ (※平成28年3月末現在) |
| (6) 設立年月日 | 平成26年3月20日 |
| (7) 発行済株式数 | 2,305,931株 (※平成28年3月末現在) |
| (8) 決算期 | 12月31日 |
| (9) 従業員数 | 3人 |
| (10) 主要取引先 | 外国人投資家、個人投資家 |
| (11) 主要取引銀行 | DBS銀行 |
| (12) 大株主及び持株比率 | NG AH LEONG 100% |
| (13) 当事会社間の関係 | |



| | |
|-----------------------|--|
| 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。 |
| 取 引 関 係 | 当社は当該会社との間で、平成 28 年 1 月 8 日付で金 20,000,000 円の金銭消費貸借契約（利率：3.0%、返済期限：平成 28 年 7 月 7 日）を締結し、金 20,000,000 円を借入しておりましたが、平成 28 年 2 月に金 5,000,000 円、平成 28 年 4 月に残額の金 15,000,000 円を返済し、完済しております。 |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |

| | | | | |
|-------------------------|-----|-------|----------------|----------------|
| (14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 | | | | |
| | 決算期 | 年 月 期 | 平成 26 年 12 月 期 | 平成 27 年 12 月 期 |
| 純 資 産 | | — | △134,928 | 2,669,057 |
| 総 資 産 | | — | 1,207,607 | 2,719,394 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | | — | △0.01 | 1.15 |
| 売 上 高 | | — | 22,716 | 38,182 |
| 営 業 利 益 | | — | 61,002 | △36,048 |
| 経 常 利 益 | | — | △297,192 | 1,492,091 |
| 当 期 純 利 益 | | — | △300,896 | 1,495,505 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | | — | △0.022 | 0.648 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 | | — | — | — |

(単位：S\$ (シンガポールドル, 1 S\$=79.90 円 ※平成 28 年 5 月 10 日現在。))

注：

- (1) OPM 社は設立が平成 26 年 3 月であり、第 1 期が平成 26 年 12 月期であります。
- (2) 同社は、第 1 期にシンガポール法人とオーストラリア法人への投資を行っておりますが、シンガポール法人向けの投資に関する損失を計上したため、債務超過になっておりましたが、上記のとおり、第 2 期（平成 27 年 12 月期）において、シンガポール法人の業績が大幅に改善したこと及び増資により債務超過は解消されております。（資本金は日本円で 1 億 8,400 万円程度になっております。）

※ 当社は、当該割当予定先から、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役社長 羽田寿次）に調査を依頼し、調査報告書を受領・確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、従来からの主力業務である不動産投資事業の強化及び新たな投資案件の取組を行うために、当社の経営方針をご理解いただき、中長期的なスタンスで当社との連携を希望する企業及び投資事業に係る当社との協働が構築できる企業等を模索しておりました。

その中で、当社の事業内容及び資金ニーズに深く共感して頂け、かつ将来の業務面でのシナジーを検討頂ける方を中心に相手先を絞り込み、今回の割当予定先を下記のとおり決定いたしました。

①尾崎氏

尾崎氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

尾崎氏は、当社代表取締役の前田健司とかねてから交流があり、大阪に本社を置く不動産会社であるサムエンタープライズ社を経営されており、更には近年東京での不動産開発及び流動化事業並びに不動産買取・販売事業において活躍されております。

尾崎氏とは以前から協業の可能性について協議しておりましたが、今回当社の不動産事業の強化の方針についてご賛同頂き、インバウンド向け宿泊施設関連に関する情報を交換していたことから、インバウンド向け宿泊施設関連事業において同社と協業関係を構築していくことが有用であると判断いたしました。

また、不動産開発事業及び中古不動産流通事業においても、今後協業していくことを前提としております。

なお、尾崎氏が経営する会社ではなく、尾崎氏個人に割当てることとした理由は、尾崎氏が個人で引受けることを希望したためであります。

②OPM 社

OPM 社を本新株式及び本新株予約権発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

OPM 社は、本拠地をシンガポールに置き、海外の投資事業、特に東南アジアにおける事業に精通している会社ですが、当社代表取締役の前田健司と 10 年来の付き合いのあるピラーテ株式会社（M&A 等各種コンサルタント業、所在地：東京都港東京都港区赤坂四丁目 2 番 28 号）の代表取締役である黒澤明宏氏のご紹介により、1 年程前から当社と海外事業への投資について情報交換をしてきた関係であります。

OPM 社には、当初から当社の海外マーケットに目を向けた姿勢に大変ご理解を頂いており、また今後、海外からの日本への投資を誘致する際の日本での受け皿としての当社を高く評価して頂いております。

そこで今回、現在の当社の状況を鑑み、新たな投資先の紹介及び投資資金について相談を行った結果、今後も長く事業パートナーとして協働していくことを前提に、OPM 社の投資先である MGPE



社への出資とそれに伴う必要資金についてのバックアップのご提案を頂きました。

当社といたしましても、お互いのニーズに適った強みとノウハウを活かした関係構築を強化するに必要なパートナーであると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

①尾崎氏

割当予定先である尾崎氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本方針は中長期保有と伺っております。

但し、市場動向や資金需要等によっては短期での売却の可能性もあると伺っております。

なお、尾崎氏は、不動産開発事業及び中古不動産流通事業において当社と協業予定のサムエンタープライズ社の代表取締役であることから、当社との協働により当社の企業価値の向上に協力して頂く予定です。

また、尾崎氏またはサムエンタープライズ社に資金需要が発生し、本新株式を売却することになっても、事業の協業関係は続けて頂けることを聴取により確認しております。

②OPM 社

割当予定先である OPM 社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、OPM 社からは、当社と OPM 社との協働で今後展開する海外事業における成果により当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しており、本新株発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、今回の調達資金の用途による当社の取組の進捗状況及び市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権は、基本的に市場価格が行使価格を上回った場合に行使を行う方針である旨を聴取により確認しております。

なお、当社は、割当予定先より、割当日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を徴取する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①尾崎氏

当社は尾崎氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成28年3月30日現在の預金残高が120百万円であることを確認し、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

②OPM 社

当社は、平成26年3月20日から平成26年12月31日に係る第1期事業報告書及び平成27年1月1日から平成27年12月31日に係る第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、第



2期の売上高が38,182 S\$（シンガポールドル）、営業利益が△36,048 S\$、経常利益が1,492,091 S\$、当期純利益が1,495,505 S\$であることを確認し、また、貸借対照表により、純資産が2,669,057 S\$、総資産が2,719,394 S\$であることを確認いたしました。

また、当社はOPM社の預金口座のステートメントの写しを受領し、平成28年5月3日現在の預金残高が212百万円（円換算）であることを確認し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、現在の預金残高では、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金並びに本新株予約権の権利行使に係る資金の払込みに必要な資金全額を満たしておりませんが、少なくとも本新株式の払込金及び本新株予約権の発行に係る資金全額と本新株予約権の行使に必要な資金の大半を用意でき、更に、本新株予約権の行使に必要な資金の不足分につきましてもOPM社において増資若しくは金融機関等からの借入金にて新たに調達する旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株式及び本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社が当該割当予定先との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関し、当該割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

| 募集前（平成28年3月31日現在） | | 募集後 | |
|------------------------------|--------|------------------------------|--------|
| 前田 健司 | 13.67% | 前田 健司 | 10.96% |
| 日本証券金融株式会社 | 5.04% | 尾崎 友紀 | 7.03% |
| 楽天証券株式会社 | 2.76% | 日本証券金融株式会社 | 4.04% |
| マネックス証券株式会社 | 2.14% | 楽天証券株式会社 | 2.21% |
| 株式会社SBI証券 | 1.40% | マネックス証券株式会社 | 1.72% |
| 浜田 浩一 | 1.20% | 株式会社SBI証券 | 1.12% |
| マイルストーン キャピタル マネ ジメント株式会社 | 1.03% | 浜田 浩一 | 0.96% |
| 秋成 和子 | 0.96% | マイルストーン キャピタル マ ネジメント株式会社 | 0.83% |
| 西山 晴雄 | 0.87% | 秋成 和子 | 0.77% |
| 太田運輸興業株式会社 | 0.80% | 西山 晴雄 | 0.70% |

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成28年3月31日時点の株主名簿を基準としております。また、募集後の大株主の持株比率は、平成28年3月31日時点の発行済株式総数に、本新株式の発行による普通株式及び本新株予約権の行使による普通株式の合計を加えて算出した数値です。



3. 本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成28年5月30日から平成30年5月29日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株式及び本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先であるOPM社の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率に反映しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成28年5月13日に発表いたしました平成29年3月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株式の払込及び本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により増加する議決権の数は31,000個であり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数12,541,244株の議決権の数である125,412個の24.72%となり、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権及び本転換社債型新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

| 決算期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
|----------------------------|------------|----------|----------|
| 売上高（千円） | 1,127,000 | 462,000 | 377,000 |
| 営業利益（千円） | △231,000 | 7,000 | △136,000 |
| 経常損失（千円） | △275,000 | △38,000 | △225,000 |
| 当期純利益又は当期純損失（千円） | △1,466,000 | 57,000 | △266,000 |
| 1株当たり当期純利益又は 当期純損失金額（円） | △248.13 | 7.67 | △23.76 |
| 1株当たり配当金（円） | 0 | 0 | 0 |
| 1株当たり純資産額（円） | △17.21 | 29.97 | 33.59 |

(注) 1. 「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「当期純利益又は当期純損失」については、百万円未満は切り捨てております。

2. △は損失を示しております。



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

(2) 最近の株価の状況 (単位: 円)

①最近3年間の状況

| | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 | 平成28年3月期 |
|-----|----------|----------|----------|
| 始 値 | 140 | 125 | 162 |
| 高 値 | 215 | 349 | 288 |
| 安 値 | 92 | 84 | 65 |
| 終 値 | 125 | 161 | 80 |

②最近6ヶ月の状況

| | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|
| 始 値 | 106 | 80 | 82 | 76 | 79 | 95 |
| 高 値 | 108 | 86 | 103 | 85 | 102 | 125 |
| 安 値 | 75 | 65 | 69 | 75 | 73 | 95 |
| 終 値 | 80 | 77 | 75 | 80 | 95 | 105 |

③発行決議日前営業日における株価

| | 平成28年5月12日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 111 |
| 高 値 | 117 |
| 安 値 | 105 |
| 終 値 | 105 |

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

| | |
|----------------|--|
| 払込期日 | 平成25年8月30日 |
| 調達資金の額 | 124,892,415円 (差引手取概算額: 122,192,415円) 内、94,893,795円は、現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) の方法によります。 |
| 発行価額 | 1株につき4,928円 |
| 募集時における発行済株式数 | 59,100株 |
| 当該募集による発行株式数 | 12,673株 |
| 募集後における発行済株式総数 | 71,773株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 3,044株 前田 健司 9,629株 |
| 発行時における当初の資金使途 | 運転資金 (人件費、支払報酬等) |



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

| | |
|---------------|----------------------------|
| 発行時における支出予定時期 | 平成 25 年 8 月～平成 25 年 10 月 |
| 現時点における充当状況 | 運転資金（人件費、支払報酬等）に充当済みであります。 |

・第三者割当の方法による新株予約権発行（第 3 回新株予約権）

| | |
|----------------|--|
| 払込期日 | 平成 25 年 8 月 30 日 |
| 調達資金の額 | 193,323,000 円（差引手取概算額：188,323,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,150,500 円 新株予約権行使による調達額：192,172,500 円 |
| 発行価額 | 総額 1,150,500 円（新株予約権 1 個につき 29,500 円） |
| 募集時における発行済株式数 | 59,100 株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 当該募集による潜在株式数 | 19,500 株 |
| 現時点における行使状況 | 19,500 株 |
| 発行時における当初の資金使途 | ①有限責任事業組合（LLP）を活用した取組を含め、遂行中プロジェクト及び新規プロジェクトに伴う諸費用（手付金・仲介手数料・建築関連費用及び登記費用、初期費用等） |
| 発行時における支出予定時期 | ①平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月 ②平成 25 年 9 月～平成 26 年 2 月 |
| 現時点における充当状況 | 注記参照ください。 |

（注）下記のとおり、変更し、順次充当しております。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|-----------------------------------|---------|--------------------------|
| ①新規プロジェクトに伴う諸費用（初期費用・業務委託費用・貸付金等） | 75 | 平成 25 年 9 月～平成 26 年 6 月 |
| ②不動産流動化事業に関する諸費用（業務委託費用等） | 35 | 平成 25 年 9 月～平成 26 年 6 月 |
| ③運転資金（人件費、借入金返済、子会社貸付金等） | 75 | 平成 25 年 10 月～平成 26 年 6 月 |

・第三者割当の方法による新株予約権発行（第 4 回新株予約権）

| | |
|---------------|--|
| 払込期日 | 平成 26 年 6 月 9 日 |
| 調達資金の額 | 159,403,800 円（差引手取概算額：158,968,800 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：703,800 円 新株予約権行使による調達額：158,700,000 円 |
| 発行価額 | 総額 703,800 円（新株予約権 1 個につき 10,200 円） |
| 募集時における発行済株式数 | 9,128,275 株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 当該募集による潜在株式 | 1,725,000 株 |



| | |
|----------------|---|
| 数 | |
| 現時点における行使状況 | 1,725,000 株 |
| 発行時における当初の資金使途 | ①運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済 ②遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等） (a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト (b) 小規模太陽光分譲販売事業 (c) SPV を活用した不動産流動化事業または不動産購入資金 ③当社連結子会社に対する設備投資資金等 |
| 発行時における支出予定時期 | ①平成 26 年 8 月～平成 26 年 11 月 ② (a) 平成 26 年 6 月～平成 26 年 10 月 (b) 平成 26 年 6 月～平成 26 年 10 月 (c) 平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月 ③平成 26 年 6 月～平成 27 年 3 月 |
| 現時点における充当状況 | 注記ご参照ください。 |

(注) 下記のとおり、変更し、順次充当しております。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|--|---------|--------------------------|
| ①運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済 | 125 | 平成 26 年 8 月～平成 26 年 12 月 |
| ②遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等） | | 平成 26 年 9 月～平成 26 年 11 月 |
| (a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト | 40 | 平成 26 年 9 月～平成 26 年 11 月 |
| (b) SPV を活用した不動産流動化事業不動産購入資金 | 30 | 平成 26 年 10 月 |
| ③当社連結子会社に対する設備投資資金等 | 5 | 平成 26 年 8 月 |

・第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債発行（第 1 回転換社債型新株予約権付社債）

| | |
|----------------|---|
| 払込期日 | 平成 26 年 6 月 9 日 |
| 調達資金の額 | 50,000,000 円 |
| 転換価額 | 1 株当り 92 円（固定） |
| 募集時における発行済株式総数 | 9,128,275 株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 当該募集による潜在株式数 | 543,460 株 |
| 現時点における転換状況 | 543,460 株 |
| 発行時における当初の資金使途 | ①運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済 ②遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等） (a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト |



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

| | |
|---------------|--|
| | (b) 小規模太陽光分譲販売事業 (c) SPV を活用した不動産流動化事業不動産購入資金 ③当社連結子会社に対する設備投資資金等 |
| 発行時における支出予定時期 | ①平成 26 年 8 月～平成 26 年 11 月 ② (a) 平成 26 年 6 月～平成 26 年 10 月 (b) 平成 26 年 6 月～平成 26 年 10 月 (c) 平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月 ③平成 26 年 6 月～平成 27 年 3 月 |
| 現時点における充当状況 | 上記「第三者割当の方法による新株予約権発行（第 4 回新株予約権）」「現時点における充当状況」ご参照ください。 |

・第三者割当の方法による新株予約権発行（第 6 回新株予約権）

| | |
|---------------------|---|
| 割当の効力が発生する日 | 平成 26 年 12 月 22 日 |
| 調達資金の額 | 173,854,200 円（差引手取概算額：165,654,200 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,279,200 円 新株予約権行使による調達額：172,575,000 円 |
| 発行価額 | 総額 1,279,200 円（新株予約権 1 個につき 32,800 円） |
| 行使価額 | 1 株当たり 177 円 |
| 割り当てた新株予約権の個数 | 39 個 |
| 割当て効力発生日における発行済株式総数 | 11,396,753 株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 当該募集による潜在株式数 | 975,000 株（新株予約権 1 個につき 25,000 株） |
| 発行時における当初の資金使途 | ①進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用（出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等） (a) 関西における宅地開発プロジェクト (b) 工学技術に係る共同投資事業案件 (c) その他進捗案件（手付金等含） (d) ゴルフ場投資案件 ②組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金 ③運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済資金 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月 |
| 現時点における充当状況 | 上記①②③に充当済みであります。 |

・第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債発行（第 2 回転換社債型新株予約権付社債）

| | |
|--------|-------------------|
| 払込期日 | 平成 26 年 12 月 22 日 |
| 調達資金の額 | 30,000,000 円 |



| | |
|----------------|---|
| 転換価額 | 1株当たり177円（固定） |
| 募集時における発行済株式総数 | 11,396,753株 |
| 割当先 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 当該募集による潜在株式数 | 169,491株 |
| 現時点における転換状況 | 169,491株 |
| 発行時における当初の資金使途 | ①進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用（出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等） (a) 関西における宅地開発プロジェクト (b) 工学技術に係る共同投資事業案件 (c) その他進捗案件（手付金等含） (d) ゴルフ場投資案件 ②組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金 ③運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済資金 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成26年12月～平成27年3月 |
| 現時点における充当状況 | 上記①②③に充当済みであります。 |

（4）現時点における発行済株式数及び潜在株式数

| 種類 | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|--------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 12,541,244株 | 100% |
| 現時点における潜在株式数 | 569,800株 | 4.54% |

11. 発行要項

【普通株式】

1. 募集株式の種類

普通株式

2. 募集株式の数

2,100,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき105円

4. 払込金額の総額



220,500,000 円

5. 申込期日

平成 28 年 5 月 30 日

6. 払込期日

平成 28 年 5 月 30 日

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、110,250,000 円（1 株につき 52.5 円）とし、増加する資本準備金の額は 110,250,000 円（1 株につき 52.5 円）とする。

8. 募集又は割当方法

第三者割当の方法による。

9. 割当先及び割当株式数

| | |
|-----------------------------------|-------------|
| 尾崎 友紀 | 1,100,000 株 |
| OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD. | 1,000,000 株 |

10. その他

本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

【第 7 回新株予約権】

1. 新株予約権の名称

燦キャピタルマネージメント株式会社第 7 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

1,100,000 円

3. 申込期日

平成 28 年 5 月 30 日

4. 割当日及び払込期日

平成 28 年 5 月 30 日



Sun Capital Management Corp.

燦キャピタルマネージメント株式会社

5. 募集の方法

第三者割当ての方法による。

6. 割当先及び割当個数

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD. 40 個（潜在株式数 1,000,000 株）

7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,000,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 25,000 株とする。）。但し、本項第（2）号及び第（3）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 10 項第（2）号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第（2）号及び第（5）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の総数

40 個

9. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

27,500 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法



- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、105円とする。但し、行使価額は第11項に定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用す



る。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第（２）号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第（２）号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (３) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (４) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日（終値のない日を除く。）の東証 JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (５) 本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、



必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成 28 年 5 月 30 日から平成 30 年 5 月 29 日（但し、平成 30 年 5 月 29 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 15 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設



立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 本新株予約権の行使指示

当社は、裁量により、新株予約権者に10営業日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。



また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第22項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

21. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 行使請求受付場所

燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部

23. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

24. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を27,500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第10項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成28年5月12日）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値105円に1.0を乗じて得た金額を基に決定した。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。



Sun Capital Management Corp.
燦キャピタルマネージメント株式会社

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上